

災害復旧工事等における現場代理人の兼務の取扱いについて

茂原市では現場代理人の取扱いについて、「現場代理人の工事現場への常駐義務緩和に関する事務取扱要領」にて定めていますが、災害復旧工事を効率的かつ迅速に対応するため、現場代理人の兼務の取扱いについて下記のとおり運用します。

記

1. 対象工事 令和 9 年 3 月 31 日までに契約した工事。
2. 兼務件数 災害復旧工事を含む場合は **5 件**（うち通常の工事は 3 件）まで兼務可能とする。
3. 留意事項
 - （1）この運用における「災害復旧工事」とは、「令和 8 年 8 月千葉豪雨に係る災害復旧工事」または「令和 8 年台風第 25 号に係る災害復旧工事」とし、その他の災害復旧工事は「通常の工事」とみなす。
 - （2）茂原市発注工事以外の公共工事と兼務する場合は、当該発注機関の承諾を得ていること。
※兼務可能な件数以内であっても、他発注機関において現場代理人の兼務を認めていない場合は、本取扱いの対象とならない。
 - （3）本取扱いに記載した以外の兼務要件等については、通常どおりの取扱いとする。
 - （4）監督職員と常に携帯電話等で連絡が取れる体制を確保するとともに、要請があった場合は速やかに現場に向かう等の対応をとること。
 - （5）受注者は発注担当課に対し、契約時に「現場代理人兼任届」、工事完了時に「現場代理人兼任解除届」を必ず提出すること。

ケース毎の可否の例

ケース１：【災害】Ａ工事、【災害】Ｂ工事、【災害】Ｃ工事、【災害】Ｄ工事、【災害】Ｅ工事
 （災害復旧工事：５件、通常工事：０件、総数：５件→兼務可能）

ケース２：【災害】Ａ工事、【災害】Ｂ工事、Ｃ工事、Ｄ工事、Ｅ工事
 （災害復旧工事：２件、通常工事：３件、総数：５件→兼務可能）

ケース３：【災害】Ａ工事、Ｂ工事、Ｃ工事、Ｄ工事、Ｅ工事
 （災害復旧工事：１件、通常工事：４件、総数：５件→兼務不可）

ケース４：Ａ工事、Ｂ工事、Ｃ工事、Ｄ工事
 （災害復旧工事：０件、通常工事：４件、総数：４件→兼務不可）

ケース５：【災害】Ａ工事、【災害】Ｂ工事、【災害】Ｃ工事、【災害】Ｄ工事、【災害】Ｅ工事、
 【災害】Ｆ工事
 （災害復旧工事：６件、通常工事：０件、総数：６件→兼務不可）

■現場代理人の兼務要件（概要）

	現行	本取扱い
範囲	茂原市及び長生郡内	茂原市及び長生郡内
金額	請負金額4,500万円未満 （建築一式工事にあつては9,000万円未満）	請負金額4,500万円未満 （建築一式工事にあつては9,000万円未満）
件数	３件まで	５件（うち通常の工事は３件）まで
承諾等	茂原市発注工事以外の公共工事と兼務する場合は、当該発注機関の承諾を得ていること。	茂原市発注工事以外の公共工事と兼務する場合は、当該発注機関の承諾を得ていること。
兼務届	随意契約案件→契約後、発注担当課に提出。 入札案件 →事後審査書類として資産経営課に提出。 契約後、発注担当課に提出。	随意契約案件→契約後、発注担当課に提出。 入札案件 →事後審査書類として資産経営課に提出。 契約後、発注担当課に提出。